

第6回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年1月17日（火）13:00～15:00

場所 市役所本庁舎 4階第3会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ 佐々木 ちよ子 副委員長

3 あいさつ 深澤 義彦 市長

4 諮 問

5 議 事

(1) 協議事項

自治基本条例の見直しについての審議

- ・見直しの検討体制について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・審議手順について

【参考資料】 課題の共有（市各課の意見） …第5回資料2-3

【参考資料】 自治基本条例施行後の主な取り組みについて …第1回資料3-3

(2) その他

次回以降の日程について

6 そ の 他

7 閉 会

鳥取市自治基本条例 見直しの検討体制（案）

検討組織 市民自治推進委員会

検討体制

- ▶ 参画と協働のまちづくりの取り組みに対し見識が深く、委員会において調査・研究を図ってきた知識を審議に反映する。
- ▶ 検討事項について、委員以外の意見が必要な場合は、当委員会に出席を要求し意見を聞く。

《鳥取市自治基本条例抜粋》

第 29 条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

- 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。
- 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第 30 条 市長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
- 3 市長は、第 1 項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

課題の共有（市各課の意見）

- 前文
- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条―第23条）
- 第7章 危機管理（第24条）
- 第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条―第27条）
- 第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第29条）
- 第11章 条例の見直し（第30条）
- 附則

章、条の見出し	条文	課題
前文	<p>鳥取市は、唱歌「故郷(ふるさと)」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。</p> <p>その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。</p> <p>そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。</p> <p>このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。</p> <p>ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
第1章 総則		
(目的)	<p>第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。</p>	
(定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>	<p>市民の定義における法人の立ち位置がよく分かりません。「団体」に含むのでしょうか。団体といえば、第7条の「人として」尊重され、がともにかかることになり、少々気になります。</p>
(条例の位置づけ)	<p>第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。</p>	
第2章 自治の基本理念		
	<p>第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。</p> <p>2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。</p>	
第3章 自治の基本原則		
(参画及び協働の原則)	<p>第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。</p> <p>3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。</p>	<p>第14条の表現とのバランスがとれていないのでは(第14条に記載)</p>

章、条の見出し	条文	課題
(情報共有の原則)	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。	
第4章 自治を担う主体の責務等		
第1節 市民		
(市民の権利)	第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりに参画し、協働すること。 (2) 市が保有する情報を知ること。 (3) 行政サービスを受けること。	
(市民の責務)	第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。	一つの事例として、民地（宅地、農地等）と官地（道路、水路等）の管理（除雪、草刈、ゴミ清掃など）について、特に境界にあっては官地には一切関わらず、むしろ官地から少しでも民地へ入り込むもの（草やゴミなど）があれば苦情となるケースが増えつつある。古い時代は、民地に面する官地は簡単作業であれば住民が管理していた。 したがって、地域住民間及び地域住民と行政間において、共に助けあう地域社会を目指すため、「自助、共助、公助」について実践することを強調してほ
第2節 議会		
(議会の役割及び責務)	第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。	

章、条の見出し	条文	課題
(議員の責務)	第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。	
第3節 市長及び市の職員		
(市長の役割及び責務)	<p>第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。</p> <p>2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。</p> <p>3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。</p> <p>4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。</p>	<p>第3項の人材育成とは一般市民、職員、又は双方のことか</p> <p>鳥取市の条例ではあるが、中核市や連携中枢都市を目指しているという観点から、市の責務に「鳥取県(山陰)東部圏域を牽引する役割を担う」内容を記載してはどうか。 本条項が適正か、または第14条または第28条あたりでもよいかもしれない。(中核市移行はH30なので、次回見直し時でもよい)</p>
(職員の責務)	<p>第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。</p> <p>3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。</p>	
第5章 コミュニティ		

章、条の見出し	条文	課題
	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>	<p>これからの地域まちづくりの中心的な役割が期待されるまちづくり協議会について、なにがしかの位置づけが必要ではないか。</p> <p>”地区公民館＝コミュニティの活動の拠点施設”という部分がわかりにくいと思います。</p> <p>”生涯学習”という言葉が入れば、少々つながりがわかりやすくなるかと思います。</p> <p>そのため、例えば、どこかに、「市民は、生涯学習に努めるとともに、自らの知識や能力をまちづくりに還元するよう努めます。」と「市は、市民の参画・協働を送促進するため生涯学習の機会を提供し、自主自立的なまちづくり活動を支援しなければならない。」というようなことは入らないでしょうか？</p>
第6章 市政運営		
(市政運営の原則)	<p>第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。</p> <p>2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。</p> <p>3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>第3章では、市民の参画及び協働の機会の保障と表現されており、少々温度差を感じる</p>
(総合計画)	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>	
(財政運営)	<p>第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。</p>	<p>(総務課)</p> <p>しなければなりません→します させるよう→するよう</p>
(組織)	<p>第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
(情報の公開及び提供)	<p>第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するように努めます。</p> <p>2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>積極的に公開→積極的に提供 いわゆる情報公開と情報の提供の理念が混在していないか</p>
(個人情報の保護)	<p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政手続)	<p>第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。</p> <p>2 市は、法令等に基づく不利益処分等の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政評価)	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>	
(附属機関等の委員の選任)	<p>第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p>	
(説明責任)	<p>第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。</p>	
第7章 危機管理		

章、条の見出し	条文	課題
	<p>第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。</p> <p>2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。</p>	
第8章 市民意思の表明及び尊重		
(意見等への対応)	<p>第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。</p> <p>2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。</p>	反映させるよう→反映するよう
(市民政策コメント)	<p>第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(住民投票)	<p>第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	
第9章 国及び自治体等との連携及び協力		
	<p>第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。</p> <p>2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
第10章 市民自治推進委員会		
	<p>第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。</p> <p>3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。</p>	
第11章 条例の見直し		
	<p>第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	<p>自治基本条例は、首長の交代や短期的な社会・経済情勢の変化などに左右されない普遍的な自治の基本理念を定めるものであって、改定ありきの見直しは不要である。例えば住民投票の細則や総合計画の議決の在り方、特定個人情報の扱いなどが見直し議論の対象になったとしても、個別的な内容や首長や議会の思想・信条等で考え方が変わるようなものは、別途対応すべきである。</p>
附則		
	<p>この条例は、平成20年10月1日から施行します。</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	

自治基本条例施行後の主な取り組みについて

1 各条項の主な取り組みについて

前文

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

取り組み状況

前文で明確にされた「条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意など」に基づき、自治基本条例を施行・運用しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

取り組み状況

目的に則り、自治基本条例を施行・運用しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

取り組み状況

定義のため特になし。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

取り組み状況

市は、本規定に基づき、「他の条例等の制定、改廃及び運用」を行っています。

※ 参考 第22条

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

取り組み状況

本基本原則に基づき、参画と協働のまちづくりを推進しています。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

取り組み状況

本原則に基づき、情報共有を行っています。

※ 参考 第18条、第19条

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

- 2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(職員の責務)

- 第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
- 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

取り組み状況

(1) 平成12年4月に策定し、平成18年6月に改訂した「新鳥取市人材育成基本方針」に基づき、合併後の本市と分権時代に相応しい人材育成の一層の充実・強化を図っています。

(2) 「協働のまちづくり」に関する職員研修

- ・平成25年度 主任級を対象 「ボランティア・市民活動について」
- ・平成26年度 係長級を対象 「とっとり県民活動活性化センターの役割」
- ・平成27年度 主任級を対象 「元気な地域を創るために一まちづくりと地の活性化」
- ・毎年新規採用職員を対象に「市民との協働」について講義形式で研修を実施するとともに、活動団体を招いての座学を実施。

第5章 コミュニティ

- 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。
- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

取り組み状況

地区公民館を、生涯学習活動の拠点施設並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係

のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ってきました。

(1) 必要な支援について

- ・協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめた「協働のまちづくり基本方針」の策定及び協働のまちづくりをわかりやすくまとめた「協働のまちづくりハンドブック」の作成（H21年度）
- ・市内の協働の取り組み事例をまとめた「協働事業事例集」の作成（H23年度）

(2) 財政的な支援について

- ・鳥取市自治連合会補助金
- ・鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
- ・鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

(3) 自治会加入率について

- ・平成24年度には自治会加入促進事業を実施 鳥取市自治連合会加入率 67.3%（H27.4）

(4) まちづくり協議会について

全61地区で設立。地域コミュニティ計画策定 60地区。協働のまちづくり支援宣言 60地区

(5) 地区公民館の充実

職員配置、施設整備など

第6章 市政運営

（市政運営の原則）

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

※第2項 例：ローカルマニフェストの公表

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

取り組み状況

第10次鳥取市総合計画（平成28年4月策定）

○基本構想：平成28～37年度（10年間）

○基本計画：平成28～32年度（5年間）

○基本的な考え方

- ➡ 「ひと」を大切にすまちづくり
- ➡ 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり
- ➡ 「市民一人ひとり」によるまちづくり

○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

- ▶ 第10次鳥取市総合計画は、多くの市民のみなさんから建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして平成30年4月の中核市への移行を見据え、平成28年3月に策定。
- ▶ 総合計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を展望し、本市のめざす将来像とその実現に向けた‘まちづくりの目標’を示した「基本構想」と平成32年度までの5年間の具体的な施策を示した「基本計画」からなり、具体的な事業は「実施計画」として明らかにしています。
- ▶ 戦略的に施策を展開するため、PDCAサイクルにより成果を重視した進行管理を行います。
- ▶ 基本計画では、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策等を個別に掲げています。
- ▶ 人口減少の抑制に向け、若者を中心とした定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市の強み」を生かしたまちづくりを強かに推進するため、平成27年9月に「鳥取市創生総合戦略」を策定しました。この総合

戦略の諸施策については、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」として基本計画の「重点施策」に位置づけ、総合的、一体的な推進を図り、将来像の実現に向け取り組みます。戦略期間：平成27年度から平成31年度

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市は、「鳥取市財政概況報告書作成及び公表に関する条例」に基づき、毎年2月1日及び8月1日に収入及び支出の概況など半期分の財政概況報告書を公表しています。

市民の意見を予算に反映させる手段として、各種事業の基本構想や基本計画を策定する段階で、審議会等に公募委員を募ったり、計画等の案を市民政策コメントにかけるなどの取り組みを積極的に展開しています。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

取り組み状況

主な組織・機構改革

- H20.4 • コミュニティの充実・強化を図るため、企画推進部に「コミュニティ支援室を設置」 など
- H22.5 • 中山間地域の地域づくりを総合的に推進するため、地域振興室に代えて「中山間地域振興課」を設置
- H28.4 • 協働のまちづくり強化を図るため企画推進部に「地域振興局」を設置
 (地域振興課・協働推進課・市民総合相談課)
- 相談体制の強化を図るため「鳥取市消費生活センター」を設置 など

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市情報公開条例（平成11年3月制定）に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応しています。

▶開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、工事設計書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	嫁文書なし	請求拒否	合計
市長	26	72	0	6	0	104
教育委員会	10	7	0	1	0	18
農業委員会	0	24	0	0	0	24
選挙管理委員会	0	1	0	0	0	1
水道事業管理者	18	3	0	0	0	21
病院事業管理者	1	0	0	0	0	1
議会	3	2	0	0	0	5
合計	58	109	0	7	0	174

（平成26年度）

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	31	81	112
市外在住者	6	56	62
合計	37	137	174

（平成26年度）

（個人情報の保護）

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市個人情報保護条例（平成14年9月制定）に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っています。

▶開示請求の対応状況

「部分開示」は第三者の情報が含まれているため、一部不開示としたものです。

「不開示」は、法令により公開することができない文書であるため不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	2	8	1	0	0	11

※市長部局以外への開示請求はなし

(平成26年度)

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」(平成7年12月制定)に基づき、行政手続に関する取扱いを行っています。

・所管課で不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、随時変更。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

取り組み状況

行政評価は、施策・事業の各段階において、一定の基準・指標をもって目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を行政運営の改革・改善につなげるとともに、予算編成などの行政運営に反映させます。

- ▶ 平成26年度 市民で構成された「鳥取市総合企画委員会」及び「鳥取市行財政改革推進市民委員会」による外部評価を実施。また、内部事務システムの導入による行政評価支援システムを稼働させ、第9次総合計画に掲げる施策評価、実施計画に該当する事務事業評価を実施しました。
- ▶ 平成27年度 「鳥取市総合企画委員会」から、第10次総合計画の策定に係るご意見をいただきました。行財政改革大綱に基づく実施計画に係る中間評価に対し「鳥取市行財政改革推進市民委員会」からご意見をいただきました。

（附属機関等の委員の選任）

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

取り組み状況

（1）「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成12年4月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っています。

目標及び達成状況

事項	内容	達成状況
女性委員の選任割合	平成22年度末までに40%を越えるよう努める（平成20年4月1日施行）	28.0% （H25.3末）
公募委員の選任割合	20%を超える	9.9%※ （H28.4）

※正式な数値ではないため、参考

（説明責任）

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(危機管理)

- 第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。
- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

取り組み状況

- ▶ 平成25年度、まちづくり協議会の行う防災対策活動を助成するため、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金に「防災力向上事業」を追加。（3年間の時限制度）
- ▶ 災害に強い庁舎整備の推進
- ▶ 防災マップの作成や、要援護者等の避難体制の整備

(意見等への対応)

- 第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。
- 2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市の主な広聴制度

制度・仕組み	平成26年度	平成27年度
市政提案箱 ～市長への手紙～	177	110
陳情・要望	127	112
市民相談	936	集計中
市民政策コメント	第26条のとおり	
無料法律相談	221	205

専門相談	49	50
くらし110番	810	集計中
地区要望	919	900
地域づくり懇談会	31地区	30地区

※地区要望は、それぞれ平成27年度要望及び平成28年度要望を表す。

(市民政策コメント)

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。
- 3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

市民政策コメント実施要綱（平成13年1月策定）に基づき実施しています。

年度	案件数	意見等受付件数
平成26年度	12件	180件
平成27年度	18件	836件超

※平成27年度分意見受付については集計中のものがあるため。

(住民投票)

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。
- 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

取り組み状況

投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者を投票資格者として鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例を平成24年3月22日制定。(投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力失効)

平成24年5月20日 「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」執行

投票率 50.81% 投票総数 78,967 票 有効投票数 78,013 票 無効投票数 954 票

第 8 章 国及び自治体等との連携及び協力

第 28 条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第 9 章 市民自治推進委員会

第 29 条 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

取り組み状況

任期	委員数	委員会開催回数	意見等
平成 20 年 1 月 27 日～ 平成 23 年 3 月 31 日	10 名	H20 年度 3 回 H21 年度 6 回 H22 年度 6 回	・ H21 年度「鳥取市自治推進委員会 報告書」 ・ H22 年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」
平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	10 名	H23 年度 6 回 H24 年度 12 回	・ H23 年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・ H24 年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」 鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申
平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	10 名	H25 年度 7 回 H26 年度 6 回	・ 平成 25 年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・ 平成 26 年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」

平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	10名	H27年度 6回 H28年度 10回 (予定)	・平成27年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」
--------------------------	-----	-------------------------------	--------------------------------

第10章 条例の見直し

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

取り組み状況

平成26年4月1日 改正自治基本条例施行